

## 平成 30 年度いとなみの軸関連検討業務の概要

### 1 業務名

平成 30 年度いとなみの軸関連検討業務

### 2 業務の背景及び目的

創成東地区については、平成 23 年 1 月に策定した「さっぽろ都心まちづくり戦略」において都心まちづくりの「重点地区」に位置付けたほか、当地区のまちづくりを支える展開軸として、東 4 丁目線を「いとなみの軸」に位置づけ、まちづくりを進めてきたところ。

当地区は、開拓期において札幌のものづくりの場として重要な役割を担ってきた歴史があり、今も昔ながらの趣のある建物などが点在しているほか、近年は、創成川公園の整備による創成川通東西の回遊性の向上により、ものづくりの文化と共に様々な都市機能の利便性を享受できる魅力的な地区となってきた。

さらに、都心にありながら比較的地価が低廉であることから、マンション等が次々に建設され、若い世代が多く集まる地域となっている。

今後も当地区を持続的に発展させていくためには、地区内に存在する歴史資源を活かすとともに、若い世代を含む地域住民との連携を図りながらまちづくりを進めるなど、当地区の特性に配慮したエリアマネジメントの取組を行っていくことが必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成 29 年度は、創成東地区の中心を南北に貫く「いとなみの軸」を中心とした空間活用の検討を進めることで、より効果的に当地区のエリアマネジメントを推進していくことを目指し、地区の住民や事業者に対して空間活用の専門家による講演や、意見交換を行ったほか、その中で出た意見を取りまとめ、実証実験案を作成した。

今年度は、引き続き地区の住民等との意見交換の場を設けながら、昨年度の成果を踏まえた実証実験を行うこととしており、その効果検証を行う中で、空間活用に係る取組が地区内の南北の回遊性や、市民や来街者の他地区も含めた回遊性・交流を生み出す魅力的な街並み形成に繋がるものにしていくことを目指す。

なお、当地区では、大通東 1 丁目街区で都心東西のさらなる回遊性向上に向けた検討が行われているほか、北 4 条東 6 丁目では中央体育館の新設を含めた開発が進んでいるなど、まちづくりに関係する動きがあるため、これらと連携して取り組むことも重要である。

また、東 4 丁目線の段差区間の解消については、道路事業として進められているところであり、本実証実験により得られる検証結果について、(建) 道路課と共有し、事業内容に反映させていくこととしており、本業務では、魅力的でにぎわいあふれるまちの実現に向けて、当地区の様々な取り組みについて、地区の方々と共有しながら、いとなみの軸を中心とした創成東地区の空間活用の検討を進めていくこととする。

### 3 業務内容

- (1) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施
  - 平成 29 年度に「いとなみの軸関連検討業務」の中でとりまとめた「実証実験案」を踏まえ、実証実験の内容を検討し、実施する。
  - ア 実証実験の実施規模等（想定）について
    - ・時期：7月下旬～8月中
    - ・日数：5～7日間
    - ・範囲：東4丁目線（大通～北1条の区間内）
  - イ 実証実験の内容について
    - ・実施スケジュールを作成。
    - ・実験中に行う具体的コンテンツについての検討。
    - ・創成東地区における地区の魅力・活力の創出や地域価値の向上に資する取組とする。
  - ウ 実証実験の実施について
    - ・実証実験で実施するコンテンツについて調整（出店者の募集、選定を含む）を行う。
    - ・実証実験の実施に係る周知を行う。
    - ・実証実験に必要な機材等の準備、当日の運営を行う。
    - ・実証実験後に開催報告を行う。
  - エ 実証実験の開催結果に係る効果検証について
    - ・実証実験実施前、実施期間中、実施後に効果検証に必要な調査を行う。
    - ・実施した調査を基に効果検証を行う。
    - ・検証結果についてとりまとめる。
- (2) いとなみの軸を中心とした空間活用について協議する「いとなみの軸まちづくり懇談会（対象者：沿道地権者 90 名程度）（以下、「懇談会」という）」及び「創成東地区まちづくりの集い（対象：当地区全体）（以下、「集い」という）」の開催
  - ア 「いとなみの軸まちづくり懇談会」の開催
    - ・当懇談会での協議項目を検討し運営する（2回）。
    - （開催時期は、実証実験前及び実証実験後とする）
    - ・当懇談会での配布資料を作成し、各回で開催報告書を作成する。
  - イ 「創成東地区まちづくりの集い」の開催
    - ・当集いでの協議項目を検討し運営する（1回）。
    - （開催時期は、実証実験後とする）
    - ・当集いでの配布資料を作成し、開催結果についても配布物を作成し、広く市民に周知すること。
- (3) 今年度の取組について、地区内外への発信・今後の展開に係る検討を目的としたフォーラムの開催
  - ア 当フォーラムを運営する（平成 31 年 2 月頃開催）。
  - イ 当フォーラムでの配布資料を作成し、開催結果についても配布物を作成し、広く市民に周知すること。
- (4) いとなみの軸を中心とした創成東地区の空間活用の展開について  
創成東地区の空間活用に係る取組を持続的に行うために必要な組織体制・仕組みに

- ついて検討し、懇談会や集い、フォーラムでの議論を踏まえ、その案を作成する。
- ア 持続的に空間活用ができるよう、具体的な運営体制について検討する。
  - イ 実証実験の結果を踏まえ、より効果的なコンテンツについて検討する。
  - ウ 地域内の交流の機会を創出するなど地区の課題解決に資する仕組みについて検討する。
  - エ 取組の効果を波及させるため、地区内外の組織・取組との連携について検討する。
- (5) 報告書の作成  
業務成果を報告書にまとめる。

#### 4 業務規模

- 4,600千円を上限額とする（消費税及び地方消費税を除く）。  
上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

#### 5 履行期間

契約締結の日から平成31年3月27日（水）まで

#### 6 成果品（中間報告書・最終報告書）

- (1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 5部
- (2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 5部
- (3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で1組提出

#### 7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
  - (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)(2)(3)(4)(5)を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 8 企画提案を求める項目

- (1) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施内容について  
平成 29 年度に開催したフォーラムで提示した「実証実験案」とその際に参加者から出た意見を踏まえ、実施企画案を提案すること。
- (2) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施体制について  
実証実験の実施に必要な実施体制及び、周辺施設・団体等との連携の方法について提案すること。
- (3) 実証実験の効果検証について  
実証実験の開催結果に係る効果検証方法について提案すること。
- (4) 懇談会等について  
懇談会・集い・フォーラムの実施方法及び、集い・フォーラムの周知方法について提案すること。
- (5) 本業務のロードマップについて  
いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験や、懇談会・集い・フォーラムの開催等、今年度行う業務について、そのスケジュールを提案すること。
- (6) 独自提案事項  
本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 9 申込方法

### (1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1 部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10 部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4 縦、1 枚、様式 1)

イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式 4)

オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

### (2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課 (5 階南側)

(3) 提出期限

平成30年6月4日(月) 12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

イメージパース作成、エリアマネジメント推進、協議会等立ち上げ・運營業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 「創成川以東地区まちづくり構想～創成川以東地区まちづくり会議からの提言～」

イ 「創成東地区まちづくりの基本的な考え方」

ウ 「創成東地区リノベーションまちづくり推進業務」報告書(平成28年度)

エ 「いとなみの軸関連検討業務」報告書(平成29年度)

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料を上記(2)提出先にて貸与する。当該報告書の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返却すること。

## 10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式5)に質問の要旨を簡

潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「いとなみの軸関連検討業務 質問書」とし、平成 30 年 5 月 30 日（水）12：00 まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

## (2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「いとなみの軸関連検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者20分（説明10分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

### (3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

### (4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 平成 30 年 6 月 6 日（水）

イ 最終審査（ヒアリング） 平成 30 年 6 月 8 日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の 6 割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が高かった場合は、評価の視点 (1)、(2) 及び (3) の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が 1 社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施内容について ・道路空間と沿道空間を一体的に活用することによって、歩行者の回遊性を向上させ、地区のにぎわいや人々の交流機会の創出に資する提案となっているか。	20
(2) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施体制について ・周辺施設や団体等との連携により、地区全体へのにぎわいの波及を実現できるような実施体制の提案となっているか。	15
(3) 実証実験の開催結果に係る効果検証について ・実証実験における各取組の効果や実施体制についての的確な検証ができ、また、今後のいとなみの軸を中心とした継続的な空間活用の検討に資するような検証方法が提案されているか。	10
(4) 懇談会・集い・フォーラムの開催について ・対象者に参加を促すとともに共感を得られるような実施方法が提案されているか。 ・今後のいとなみの軸を中心とした空間活用に対して、参加者が自ら参画する機運を醸成するような実施方法が提案されているか。 ・当日参加できなかった対象者にも内容を周知できるような方法について、有効な提案がされているか。	20
(5) 本業務のロードマップについて ・今年度行う業務のスケジュールについて、履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。	10

(6) 独自提案について ・業務の目的を達成するにあたり、有効な提案となっているか。	15
(7) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

### 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：松本（拓）、藤田、山田 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112